

公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程

平成21年4月1日
規 程 第 2 3 号

[沿革]平成21年 5月29日一部改正	平成21年11月30日一部改正
平成21年12月21日一部改正	平成22年 6月23日一部改正
平成22年11月30日一部改正	平成23年 6月22日一部改正
平成23年11月30日一部改正	平成24年 3月19日一部改正
平成25年 3月13日一部改正	平成25年 6月28日一部改正
平成25年12月20日一部改正	平成26年 3月17日一部改正
平成26年11月30日一部改正	平成27年 3月18日一部改正
平成27年11月25日一部改正	平成28年 3月16日一部改正
平成28年11月30日一部改正	平成29年 3月15日一部改正
平成30年 3月 6日一部改正	
平成30年 3月13日規程第 6号一部改正	
平成30年 3月13日規程第 8号一部改正	
平成30年11月28日規程第22号一部改正	
平成30年11月28日規程第23号一部改正	
令和 元年11月27日規程第 7号一部改正	
令和 元年11月27日規程第 8号一部改正	
令和 2年11月25日規程第15号一部改正	
令和 2年11月25日規程第16号一部改正	
令和 3年11月26日規程第19号一部改正	
令和 3年11月26日規程第20号一部改正	
令和 4年11月23日規程第10号一部改正	
令和 4年11月23日規程第11号一部改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）
第29条の規定に基づき、公立大学法人三重県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員
の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条第1項に定める職員に適用する。

2 職員は、この規程の定めるところにより、給与を受ける権利を有する。

3 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第3条 職員には、公立大学法人三重県立看護大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれその給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 行政職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別標準職務表に定めるとおりとする。

(初任給、昇格及び降格の基準)

第5条 新たに職員として採用する場合の初任給並びに昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）及び降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。）の基準は、別に定める。

(昇給の基準)

第6条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定に関わらず、55歳以上の職員のうち別に定める職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務する日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

6 職員の昇給は、すべて予算の範囲内において行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用職員の給料月額)

第6条の2 就業規則第23条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用職員のうち短時間勤務の職を占めるもの（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、公立大学法人三重県立看護大学再雇用職員就業規則第6条第2項により定められたその者の勤務時間を、勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、前項の期間内の日のうち、別に定める日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって月の1日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

（手当）

第8条 職員には、給料の他に、この節の定めるところに従って手当を支給する。

（1）扶養手当

（2）地域手当

（3）住居手当

（4）通勤手当

（5）単身赴任手当

（6）時間外勤務手当

（7）休日勤務手当

（8）夜間勤務手当

（9）管理職手当

（10）管理職員特別勤務手当

（11）初任給調整手当

（12）大学院業務手当

（13）大学入学共通テスト監督等業務手当

（14）期末手当

(15) 勤勉手当

(16) 退職手当

(扶養手当)

第9条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障がいがある者

(7) 民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3,500円)、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第10条 地域手当は、三重県における民間の賃金水準を基礎とし、三重県における物価等を考慮して三重県の地域に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の4.7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、次条、第22条第4項及び第5項、第25条第3項並びに第30条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。)とする。

第11条 医師又は歯科医師の資格を有する職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので、あらかじめ理事長の承認を得た者には、当分の間、前条の規定にかかわらず、

給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額15,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）
- (2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額29,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から15,000円を控除した額

ロ 月額29,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から29,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が14,000円を超えるときは、14,000円）を14,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が65,000円を超えるときは、支給単位期間につき、65,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が65,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、65,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自転車を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。） 3,000円

ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

(1) 自転車以外の自動車等の使用距離（ロにおいて「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 3,000円

(2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,200円

(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,100円

(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,900円

(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,700円

(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,500円

(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,200円

(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,900円

(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,600円

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,200円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 29,800円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 32,400円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 34,700円

(14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 36,700円

(15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 38,400円

(16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 39,800円

(17) 使用距離が片道80キロメートル以上である職員 40,700円

ハ 自転車及び自転車以外の自動車等を併せて使用する職員 イ及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離に応じてロに定める額を合計した額（その合計した額が自転車及び自転車以外の自動車等の片道の使用距離を自転車以外の自動車等のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額を超える場合にあっては、その額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（自動車等の駐車のための施設（別に定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の

利用に係る料金（以下この号及び第6項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（別に定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、別に定めるところにより、1か月当たりの駐車料金の額に相当する額の2分の1の額（その額が3,500円を超えるときは、3,500円。以下この号において「1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額」という。）を加算した額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額を加算した額）が65,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、65,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の2分の1に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車料金に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第14条 勤務地を異にする異動又は勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 三重県の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間規程第4条第1項の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再雇用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その勤

務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間規程第 11 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 30 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する別に定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 から第 3 項に規定する別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第 16 条 職員には、正規の勤務日が勤務時間規程第 6 条に規定する祝日法による休日 (勤務時間規程第 7 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) 又は勤務時間規程第 6 条に規定する年末年始の休日 (勤務時間規程第 7 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条に定める勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 30 条に定める勤務 1 時間当りの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(管理職手当)

第 18 条 管理または監督の地位の職のうち別に定める職を占める職員 (以下「管理職員」という。) には、その勤務の特殊性に基づき、第 15 条、第 16 条第 2 項及び第 17 条の手当にかえて、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第20条 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院業務手当)

第21条 大学院業務手当は、職員が大学院の看護学研究科における授業又は研究指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、別表第4に定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、大学院業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(大学入学共通テスト監督等業務手当)

第21条の2 大学入学共通テスト監督等業務手当は、大学入学共通テストの監督等業務に従事した職員に対し、1日当たり15,000円を支給する。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条まで及び附則第9項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基

準日の属する月の別に定める日（次条及び第24条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第31条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で管理職手当を支給されるもの（別に定める職員を除く。第25条及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

- 4 前二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第9項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の程度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の支給制限）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条の規定により解雇された職員（就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した

職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- （４）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第２４条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- （１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- （２）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- ２ 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、公立大学法人三重県立看護大学不服申立て規程に規定する不服申立ての期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- ３ 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - （１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - （２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - （３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合
- ４ 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- ５ 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第9項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年三重県条例第66号）第2条に基づき法人に派遣された者及び就業規則第2条第2項に規定する教員（以下「教員」という。）にあっては、理事長が別に定める期間における人事評価の結果を含む。）に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の支給対象職員全体の総額。

(2) 前項の職員のうち定年前再任短時間勤務職員

当該定年前再任短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定によりがたい場合の取扱いとは別に定める。

(退職手当)

第26条 職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の支給基準、手当の額及びその支給方法は、公立大学法人三重県立看護大学職員退職手当規程において定める。

(特定の職員についての適用除外)

第26条の2 第9条、第12条、第14条、第18条、第19条、第20条及び前条の規定は、再雇用職員には適用しない。

第3章 雑則

(給与の減額)

第27条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる期間を除き、その勤務しない1時間につき、第30条に定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 祝日法による休日等又は年末年始の休日等の場合には、その日
- (2) 勤務時間規程第13条に定める年次有給休暇及び勤務時間規程第16条に定める特別休暇の場合には、その休暇の期間
- (3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第31条第1項において同じ。）による負傷若しくは疾病の場合には、理事長がその療養に必要と認める期間
- (4) 結核性疾患の場合には、1年の範囲内で理事長がその療養に必要と認める期間
- (5) 前2号以外の負傷又は疾病の場合には、6か月（特に理事長が必要と認める疾病にあつては、9か月）の範囲内で理事長がその療養に必要と認める期間
- (6) 勤務時間規程第11条の2第1項に定める時間外勤務代休時間を指定された場合には、その時間
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして定める場合には、その定める期間

(端数計算)

第28条 第15条、第16条第2項及び第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げ、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(給与の口座振替)

第29条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座（別に定めるものに限る。）への口座振替の方法により支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定により定められた金額を控除して支給することができる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第30条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（第15条、

第16条第2項及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める数を減じたもので除して得た額)とする。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第16条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。

6 休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第7項」と読み替えるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）が、その前日において職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）に基づいてなされ

た決定およびその手続きは、この規程に基づいてなされたものとみなす。

- 3 教員の結核性疾患による休職期間中の給与の取扱については、第31条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項の規定によることができる。
- 4 平成27年6月1日までの間、第25条第2項中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」と読み替えるものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）附則第8項から第10項までの規定により給料の調整差額を支給されていた者の給与の取扱いについては、当該規定により給料の調整差額を支給される三重県職員の例による。
- 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年三重県条例第66号）第2条に基づき法人に派遣された者については、第2項及び前項の規定を準用する。この場合において、第2項中「その前日」とあるのは、「法人に派遣された日の前日」と、「職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）その他法人に派遣された日の前日に適用を受けていた給与についての規程（以下「県給与条例等」という。）」と、前項中「施行日」とあるのは、「法人に派遣された日」と、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）附則第8項から第10項までの規定」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）附則第8項から第10項までの規定その他当該規定に相当する規定」と読み替えるものとする。
- 7 削除
- 8 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
（55歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置）
- 9 平成31年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1）給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第11項及び第12項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当

該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第31条第1項 前各号に定める額

ロ 第31条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第31条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第31条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第31条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
教育職給料表	1級
行政職給料表	6級

10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条、第16条第2項、第17条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 第15条、第16条第2項及び第17条 給料月額並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める数を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める数を減じたもので除して得た額）

(2) 第27条 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）

12 附則第9項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

13 平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、事務局副局長の給料の月額は、こ

の規程により定められる額から、その１００分の８に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、この規程により定められる手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、当該規定は適用しない。

１４ 平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年三重県条例第６６号）第２条に基づき法人に派遣された者（事務局副局長を除く。）の給料の月額は、この規程により定められる額から、その１００分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、この規程により定められる手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、当該規定は適用しない。

１５ 平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの間、就業規則第２条第１項に規定する職員（同条第２項に規定する教員を除く。）の給料の月額は、この規程により定められる額から、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額（当該相当する額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、この規程により定められる手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、当該規定は適用しない。

（１）事務局副局長 １００分の７．５

（２）職務の級が３級以上であるもののうち前号に掲げる職員以外のもの １００分の５．９

（３）前各号に掲げる職員以外のもの １００分の３．９

１６ 平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの間、第１８条第２項に規定する事務局副局長の管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額からその１００分の１０に相当する額（当該相当する額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、この規程により定められる手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、当該規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成２１年５月２９日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に係る措置）

２ 平成２１年６月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この規程の改正施行後、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況その他社会一般の情勢を踏まえて、必要な措置を講じるものとする。

改正後の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（以下この表において「新給与規程」という。）附則第９項の規定による読替え前の新給与規程第２２条第２項	新給与規程附則第９項の規定による読替え後の新給与規程第２２条第２項
新給与規程附則第９項の規定による読替え前の新給与規程第２５条第２項	新給与規程附則第９項の規定による読替え後の新給与規程第２５条第２項

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月21日から施行し、改正後の第10条第2項の規定は、平成21年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規程の施行の日の前日までの間において改正前の第10条第2項に規定する地域手当の支給割合に基づき適用日以後の分として支給された給与は、改正後の第10条第2項に規定する地域手当の支給割合に基づく給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成22年6月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行し、改正後の給与規程（以下この項から附則第3項まで及び附則5項において「給与規程」という。）第10条第2項及び附則第7項の規定は、平成22年4月1日から適用し、第15条第3項の規定は、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 2 平成23年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条第2項	100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第25条及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）	100分の125、12月に支給する場合においては135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第25条及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額）
第25条第2項	100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）	100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）
附則第12項	100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給	100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達

	に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）	しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）
--	---	---

（平成22年12月の期末手当の額の特例）

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、給与規程第22条第2項から第5項まで（公立大学法人三重県立看護大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（規程第30号）第22条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第31条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第9項若しくは前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（給与規程附則第9項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、給与規程附則第5項に規定する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第14条第2項に規定する別に定める額を除く。）、管理職手当及び初任給調整手当の月額（給与規程附則第7項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額については、その規定による額）の合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- （2）平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額
- 4 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き

続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する給与規程附則第9項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（補則）

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（平成23年12月の期末手当の額の特例）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与規程第22条第2項から第5項まで（公立大学法人三重県立看護大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（規程第30号）第22条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第31条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第9項若しくは前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（給与規程附則第9項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、給与規程附則第5項に規定する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第14条第2項に規定する別に定める額を除く。）、管理職手当及び初任給調整手当の月額（給与規程附則第7項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額については、その規定による額）の合計額に100分の

0.09を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成23年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.09を乗じて得た額
- 3 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」とする。
（住居手当に関する経過措置）
- 4 平成24年4月1日前から引き続き改正前の規程第12条第1項第2号の規定に該当する職員（同号の規定により同年3月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第2項の規定は、同日から平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては同項第2号中「2,700円」とあるのは「2,100円」と、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「1,400円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては同号中「2,700円」とあるのは「700円」とする。
（補則）
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成２６年１２月１日から施行し、改正後の給与規程（以下この項及び附則第２項において「給与規程」という。）第２０条、別表第１及び別表第２の規定は、平成２６年４月１日から適用する。
- 平成２７年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２５条第２項	１００分の７５（特定管理職員にあつては、１００分の９５）	１００分の８２．５（特定管理職員にあつては、１００分の１０２．５）
附則第１２項	１００分の１．１２５（特定管理職員にあつては、１００分の１．４２５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に１００分の７５（特定管理職員にあつては、１００分の９５）を乗じて得た額）	１００分の１．２３７５（特定管理職員にあつては、１００分の１．５３７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に１００分の８２．５（特定管理職員にあつては、１００分の１０２．５）を乗じて得た額）

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第６条第３項の改正規定は、平成２８年４月１日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第９項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。
- 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 前２項の規定による給料を支給される職員に関する第２２条第５項（第２５条第４項において準用する場合及び公立大学法人三重県立看護大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（規程第３０号）第２２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第２２条第５項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成２７年改正附則第２項及び第３項の規定による給料の額及び平成２７年改正附則第５項の規定により

読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年三重県条例第１０号）附則第８項から第１０項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- ５ 附則第２項及び第３項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年三重県条例第１０号）附則第８項から第１０項までの適用については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年三重県条例第１０号）附則第８項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（附則第９項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じる前の額とする。）から附則第２項及び第３項の規定による給料（附則第９項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じる前の額とする。）を減じて得た額」とする。
- ６ 附則第９項の規定が適用される職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員（他の職員との均衡を考慮して別に定める職員を除く。）には適用しない。
 - （１）当該特定職員の給料月額からその額に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じて得た額
 - （２）職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年三重県条例第１０号）附則第８項から第１０項までの規定により給料として支給される額
 - （３）附則第２項及び第３項の規定により給料として支給される額
- ７ 前項の規定により附則第９項の規定が適用されないこととなった職員（他の職員との均衡を考慮して別に定める職員を除く。）にあっては、附則第２項、第３項及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年三重県条例第１０号）附則第８項から第１０項までに規定する給料は支給しない。

附 則

（施行期日等）

- １ この規程は、平成２８年４月１日から施行し、改正後の給与規程（以下この項及び附則第２項において「給与規程」という。）第２０条、平成２７年改正附則第８項、別表第１及び別表第２の規定は、平成２７年４月１日から適用する。
- ２ 平成２８年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２５条第２項	１００分の８０（特定管理職員にあっては、１００分の１００）	１００分の８５（特定管理職員にあっては、１００分の１０５）
附則第１２項	１００分の１．２（特定管理職員にあっては、１００分の１．５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に１００分の８０（特定管理職員にあって	１００分の１．２７５（特定管理職員にあっては、１００分の１．５７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に１００分の８５（特定管

	は、１００分の１００）を乗じて得た額）	理職員にあっては、１００分の１０５）を乗じて得た額）
--	---------------------	----------------------------

附 則

（施行期日等）

- この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。
- 平成２９年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２５条第２項	１００分の８５（特定管理職員にあっては、１００分の１０５）	１００分の９０（特定管理職員にあっては、１００分の１１０）
附則第１２項	１００分の１．２７５（特定管理職員にあっては、１００分の１．５７５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に１００分の８５（特定管理職員にあっては、１００分の１０５）を乗じて得た額）	１００分の１．３５（特定管理職員にあっては、１００分の１．６５）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に１００分の９０（特定管理職員にあっては、１００分の１１０）を乗じて得た額）

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
- 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、規程第９条第１項ただし書の規定は適用せず、第９条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第７号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、３，５００円）」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族については１０，０００円」と、「１０，０００円」とあるのは「８，０００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第７号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」とする。
- 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、規程第９条第１項ただし書の規定は適用せず、規程第９条第３項の規定の適用については、同項中「６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、３，５００円）」とあるのは「６，５００円」とする。
- 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、規程第９条第１項ただし書の規定は適用せず、規程第９条第３項の規定の適用については、同項中「８級」とあるのは「８级以上」

とする。

(補則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の給料の月額の特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、就業規則第2条第1項に規定する職員(同条第2項に規定する教員を除く。)のうち管理職員の給料の月額は、この規程により定められる額から、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額(当該相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、この規程により定められる手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、当該規定は適用しない。

(1) 職務の級が7級であるもの 100分の3.3

(2) 職務の級が6級であるもの 100分の2.8

(職員の勤勉手当の特例)

- 7 平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条 第2項	100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)	100分の80.75(特定管理職員にあっては、100分の100.75)
附則 第12項	100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)	100分の1.21125(特定管理職員にあっては、100分の1.51125)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80.75(特定管理職員にあっては、100分の100.75)を乗じて得た額)

附 則

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月13日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程(以下この項及び附則第2項において「給与規程」という。)第20条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用し、給与規程第25条第2項及び附則第12項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(職員の勤勉手当の特例)

- 2 平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条 第2項	100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)	100分の90.75(特定管理職員にあっては、100分の110.75)
-------------	-------------------------------	-------------------------------------

附則 第12項	100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）	100分の1.36125（特定管理職員にあっては、100分の1.66125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90.75（特定管理職員にあっては、100分の110.75）を乗じて得た額）
------------	--	--

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（職員の勤勉手当の特例）
- 平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（以下この項及び附則第3項において「給与規程」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条 第2項	100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）	100分の85.75（特定管理職員にあっては、100分の105.75）
附則 第12項	100分の1.35（特定管理職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）	100分の1.28625（特定管理職員にあっては、100分の1.58625）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85.75（特定管理職員にあっては、100分の105.75）を乗じて得た額）

（職員の給料の月額の特例）

- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する教員を除く。）のうち管理職員の給料の月額は、この給与規程により定められる額から、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、この給与規程により定められる手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、当該規定は適用しない。
 - 職務の級が7級であるもの 100分の3.3
 - 職務の級が6級であるもの 100分の2.8

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（次項において「給与規程」という。）第10条第2項、第20条第1項及び第25条第5項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(職員の勤勉手当の特例)

- 2 平成31年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条 第2項	100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）	100分の90.75（特定管理職員にあっては、100分の110.75）
附則 第12項	100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）	100分の1.36125（特定管理職員にあっては、100分の1.66125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90.75（特定管理職員にあっては、100分の110.75）を乗じて得た額）

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(職員の勤勉手当の特例)

- 2 平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（次項及び第4項において「給与規程」という。）の規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条 第2項	100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）	100分の88.25（特定管理職員にあっては、100分の108.25）
-------------	-----------------------------------	-------------------------------------

(職員の給料の月額の特例)

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する教員を除く。）のうち管理職員の給料の月額は、給与規程の規定により定められる額から、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(1) 職務の級が7級であるもの 100分の3.3

(2) 職務の級が6級であるもの 100分の2.8

(適用除外)

- 4 給与規程に規定する手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(職員の給料の月額の特例)
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する教員を除く。）のうち管理職員の給料の月額は、公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（次項において「給与規程」という。）の規定により定められる額から、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
 - (1) 職務の級が7級であるもの 100分の3.3
 - (2) 職務の級が6級であるもの 100分の2.8(適用除外)
- 3 給与規程に規定する手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 令和3年4月1日の前日において改正前の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）第12条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和3年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別で定める職員を除く。）に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の給与規程第12条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与規程第12条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与規程第12条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項の規定により住居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員には、同項の規定に準じて、住居手当を支給する。
- 4 前2項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別で定める。

附 則

この規程は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和４年１２月１日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第１０条第２項の規定は、令和４年４月１日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和５年４月１日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、令和６年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 前２項の規定による給料を支給される職員に関する第２２条第５項（第２５条第４項において準用する場合及び公立大学法人三重県立看護大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（規程第３０号）第２２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第２２条第５項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と令和４年改正附則第２項及び第３項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	222,700	283,600	330,200	408,600
2	225,000	286,600	333,100	410,900
3	227,200	289,400	336,100	413,300
4	229,400	292,200	339,100	415,800
5	231,500	294,800	342,300	417,900
6	233,600	297,200	344,700	420,400
7	235,800	299,400	347,300	422,600
8	237,900	301,700	349,700	425,100
9	240,200	304,200	352,400	426,800
10	242,600	306,600	355,100	429,300
11	245,000	309,000	357,800	431,600
12	247,400	311,500	360,800	433,900
13	249,500	313,800	363,600	435,300
14	251,900	315,800	365,500	437,500
15	254,300	317,800	367,700	439,700
16	256,700	319,500	370,200	442,000
17	258,700	321,700	372,200	444,100
18	261,800	323,500	374,400	446,500
19	264,900	325,500	376,500	448,800
20	268,000	327,200	378,400	451,200
21	270,900	328,900	380,200	453,300
22	273,900	331,300	382,000	455,600
23	276,800	333,500	383,500	458,000
24	279,700	335,900	384,700	460,300
25	282,300	337,900	386,100	462,300
26	284,900	339,900	387,900	464,500
27	287,400	342,000	389,700	466,600

28	290, 000	344, 400	391, 600	468, 800
29	292, 600	346, 600	393, 500	470, 900
30	294, 900	348, 700	395, 200	473, 200
31	297, 100	350, 600	396, 900	475, 400
32	299, 400	352, 400	398, 600	477, 500
33	301, 600	354, 300	400, 200	479, 400
34	303, 800	356, 200	402, 000	481, 500
35	306, 300	357, 900	403, 500	483, 800
36	308, 500	359, 400	405, 300	486, 000
37	311, 000	361, 000	406, 400	488, 100
38	312, 300	363, 000	408, 000	490, 100
39	314, 000	365, 100	409, 500	492, 000
40	315, 400	367, 000	411, 000	493, 900
41	317, 100	368, 900	411, 900	495, 900
42	317, 600	370, 800	413, 500	497, 800
43	318, 100	372, 600	415, 000	499, 500
44	318, 600	374, 400	416, 600	501, 400
45	319, 400	376, 200	417, 900	503, 300
46	320, 400	378, 000	419, 500	505, 100
47	321, 200	379, 500	420, 900	506, 900
48	322, 200	381, 300	422, 500	508, 800
49	323, 000	382, 800	423, 900	510, 500
50	323, 900	384, 400	425, 200	512, 200
51	324, 700	386, 000	426, 500	514, 000
52	325, 500	387, 700	427, 800	515, 900
53	326, 600	388, 800	428, 500	517, 500
54	327, 400	390, 300	429, 500	519, 100
55	328, 100	391, 700	430, 400	520, 800
56	328, 900	393, 300	431, 300	522, 400
57	329, 400	394, 600	432, 200	524, 000
58	330, 100	396, 000	433, 100	525, 300

59	331, 000	397, 300	434, 000	526, 600
60	331, 800	398, 800	434, 900	527, 800
61	332, 800	400, 100	435, 800	529, 000
62	333, 800	401, 500	436, 700	530, 000
63	334, 900	403, 000	437, 700	531, 000
64	336, 000	404, 500	438, 800	532, 000
65	336, 700	405, 500	439, 700	532, 600
66	337, 800	406, 600	440, 700	533, 500
67	338, 500	407, 600	441, 700	534, 400
68	339, 600	408, 700	442, 600	535, 300
69	340, 200	409, 700	443, 600	536, 200
70	341, 300	410, 600	444, 600	537, 000
71	342, 200	411, 400	445, 500	537, 700
72	343, 300	412, 200	446, 500	538, 200
73	343, 600	413, 000	447, 500	538, 900
74	344, 600	413, 900	448, 400	539, 400
75	345, 600	414, 700	449, 300	540, 200
76	346, 600	415, 500	450, 300	540, 800
77	347, 600	416, 200	451, 100	541, 300
78	348, 600	416, 600	451, 600	
79	349, 500	416, 900	452, 300	
80	350, 400	417, 200	452, 900	
81	351, 400	417, 500	453, 700	
82	352, 400	417, 800	454, 400	
83	353, 400	418, 000	454, 700	
84	354, 400	418, 300	455, 300	
85	355, 000	418, 600	455, 700	
86	355, 600	418, 900	456, 000	
87	356, 200	419, 200	456, 300	
88	356, 800	419, 500	456, 600	
89	357, 400	419, 700	456, 900	

90	357, 800	420, 000		
91	358, 200	420, 300		
92	358, 700	420, 600		
93	359, 200	420, 800		
94	359, 600	421, 100		
95	360, 100	421, 400		
96	360, 600	421, 700		
97	361, 200	421, 900		
98	361, 700	422, 200		
99	362, 100	422, 500		
100	362, 600	422, 700		
101	363, 000	422, 900		
102	363, 500	423, 200		
103	363, 800	423, 500		
104	364, 300	423, 700		
105	364, 800	423, 900		
106	365, 200			
107	365, 700			
108	366, 200			
109	366, 600			
110	367, 100			
111	367, 600			
112	368, 000			
113	368, 400			
114	368, 800			
115	369, 300			
116	369, 700			
117	370, 100			
118	370, 500			
119	371, 000			
120	371, 400			

121	371,700			
122	372,100			
123	372,600			
124	372,900			
125	373,300			
126	373,800			
127	374,300			
128	374,700			
129	375,100			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,700	201,100	237,000	268,600	293,300	321,800	365,500	410,700	461,000	524,300
	2	153,800	202,900	238,600	270,300	295,500	324,000	368,100	413,100	464,100	527,200
	3	155,000	204,700	240,100	271,800	297,600	326,300	370,500	415,600	467,100	530,300
	4	156,100	206,500	241,600	273,600	299,600	328,500	373,100	418,000	470,100	533,400
	5	157,200	208,000	242,900	275,300	301,400	330,700	375,000	419,900	473,100	536,500
	6	158,300	209,800	244,500	277,100	303,400	332,700	377,500	422,200	476,100	538,800
	7	159,400	211,600	246,000	278,900	305,200	334,900	379,800	424,300	479,100	541,300
	8	160,500	213,400	247,500	280,900	306,800	337,100	382,300	426,500	482,200	543,700
	9	161,500	215,000	248,600	282,800	308,700	339,000	384,700	428,500	484,900	546,100
	10	162,900	216,800	250,100	284,800	311,000	341,200	387,400	430,600	488,000	547,900
	11	164,200	218,600	251,600	286,700	313,200	343,200	390,000	432,700	491,000	549,700
	12	165,500	220,400	252,900	288,600	315,500	345,400	392,700	434,800	494,100	551,600
	13	166,700	221,800	254,400	290,500	317,600	347,200	395,100	436,500	496,800	553,300
	14	168,200	223,600	255,600	292,300	319,700	349,200	397,400	438,300	499,100	554,700
	15	169,700	225,300	256,900	293,800	321,900	351,200	399,600	440,300	501,400	556,000
	16	171,300	227,100	258,100	295,200	324,000	353,200	402,000	442,300	503,700	557,100

17	172,400	228,700	259,400	297,000	325,900	354,900	403,800	444,200	505,800	558,400
18	173,800	230,400	260,800	299,000	327,900	356,900	405,800	446,000	507,200	559,400
19	175,200	232,000	262,200	301,100	329,900	358,700	407,700	447,800	508,700	560,300
20	176,600	233,500	263,700	303,100	331,900	360,600	409,500	449,500	510,100	561,200
21	177,900	234,800	265,300	305,000	333,600	362,500	411,400	451,300	511,300	562,100
22	180,400	236,400	267,000	307,100	335,700	364,400	413,200	452,800	512,700	
23	182,900	238,000	268,600	309,100	337,700	366,400	415,000	454,200	514,200	
24	185,400	239,500	270,200	311,200	339,800	368,300	416,900	455,700	515,700	
25	187,800	240,500	272,000	312,900	341,200	370,300	418,700	457,100	516,800	
26	189,500	242,000	273,800	315,000	343,100	372,200	420,200	458,400	517,900	
27	191,100	243,300	275,500	317,000	345,000	374,200	421,700	459,700	519,100	
28	192,800	244,500	277,200	319,000	346,900	376,200	423,300	460,900	520,300	
29	194,300	245,700	278,800	320,700	348,500	377,700	424,900	461,900	521,300	
30	196,000	246,700	280,500	322,700	350,400	379,500	426,200	462,600	522,200	
31	197,800	247,700	282,300	324,800	352,300	381,300	427,500	463,400	523,100	
32	199,500	248,700	283,800	326,900	354,100	382,900	428,700	464,100	524,000	
33	201,100	249,800	285,000	328,100	356,000	384,700	429,900	464,800	524,800	
34	202,500	250,700	286,700	330,100	357,800	386,100	431,200	465,600	525,700	
35	204,000	251,600	288,300	332,000	359,600	387,600	432,500	466,300	526,400	
36	205,500	252,600	290,000	334,100	361,300	389,200	433,700	466,900	526,900	
37	206,800	253,500	291,600	336,000	362,700	390,600	434,900	467,400	527,600	
38	208,100	254,800	293,300	337,900	364,000	391,800	435,700	468,000	528,200	
39	209,300	256,000	295,100	339,900	365,400	393,000	436,500	468,600	529,000	
40	210,600	257,300	296,900	341,800	366,800	394,100	437,300	469,200	529,600	
41	211,900	258,600	298,400	343,700	368,100	395,200	437,900	469,700	530,100	
42	213,200	260,000	300,100	345,600	369,000	369,400	438,600	470,200		
43	214,500	261,200	301,600	347,400	370,100	397,600	439,300	470,600		
44	215,800	262,400	303,200	349,300	371,200	398,700	440,000	470,900		
45	216,900	263,500	304,800	350,800	372,000	399,400	440,800	471,200		
46	218,200	264,700	306,500	352,200	372,900	400,100	441,600			
47	219,500	266,000	308,100	353,700	373,800	400,800	442,000			

48	220,800	267,100	309,800	355,200	374,700	401,500	442,700
49	221,800	268,200	310,700	356,800	375,600	402,100	443,200
50	222,900	269,200	312,200	357,600	376,400	402,700	443,600
51	223,900	270,400	313,700	358,800	377,200	403,200	444,000
52	224,900	271,500	315,300	359,800	378,000	403,600	444,400
53	225,900	272,500	316,900	360,700	378,700	404,000	444,800
54	226,800	273,500	318,500	361,800	379,400	404,300	445,200
55	227,700	274,600	320,100	362,700	380,100	404,600	445,600
56	228,600	275,700	321,600	363,800	380,800	404,900	445,900
57	228,900	276,600	323,100	364,700	381,300	405,200	446,200
58	229,700	277,600	324,300	365,400	381,900	405,500	446,600
59	230,400	278,500	325,500	366,100	382,500	405,800	446,900
60	231,100	279,600	326,700	366,800	383,200	406,100	447,200
61	231,800	280,700	327,400	367,200	383,600	406,400	447,500
62	232,600	281,700	328,300	367,800	384,300	406,700	
63	233,300	282,600	329,100	368,500	384,900	407,000	
64	233,900	283,600	329,900	369,200	385,500	407,300	
65	234,500	284,100	330,800	369,500	385,900	407,600	
66	235,100	285,000	331,200	370,200	386,500	407,900	
67	235,700	285,700	331,900	370,900	387,100	408,200	
68	236,400	286,600	332,700	371,600	387,700	408,500	
69	237,100	287,600	333,500	371,900	388,100	408,700	
70	237,700	288,400	334,200	372,500	388,600	409,000	
71	238,200	289,200	334,900	373,200	389,100	409,300	
72	238,900	290,000	335,600	373,800	389,700	409,600	
73	239,600	290,800	336,100	374,100	390,000	409,800	
74	240,200	291,300	336,700	374,700	390,400	410,100	
75	240,800	291,700	337,200	375,400	390,800	410,400	
76	241,300	292,200	337,800	376,000	391,200	410,600	
77	241,900	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800	
78	242,600	292,700	338,600	376,900	391,800	411,100	

79	243,300	292,900	339,000	377,500	392,100	411,400
80	243,800	293,300	339,500	378,000	392,400	411,600
81	244,300	293,500	339,900	378,500	392,600	411,800
82	244,900	293,700	340,400	379,100	392,900	412,100
83	245,500	294,100	340,900	379,600	393,200	412,400
84	246,000	294,400	341,400	379,900	393,400	412,600
85	246,500	294,700	341,700	380,300	393,600	412,800
86	247,100	295,000	342,100	380,800	393,900	
87	247,700	295,300	342,600	381,200	394,200	
88	248,200	295,700	343,000	381,600	394,400	
89	248,700	296,000	343,300	382,000	394,600	
90	249,200	296,400	343,700	382,500	394,900	
91	249,500	296,700	344,200	382,900	395,200	
92	249,900	297,100	344,600	383,300	395,400	
93	250,200	297,300	344,800	383,600	395,600	
94		297,500	345,200			
95		297,800	345,700			
96		298,200	346,100			
97		298,400	346,300			
98		298,700	346,700			
99		299,100	347,100			
100		299,500	347,400			
101		299,700	347,700			
102		300,000	348,100			
103		300,400	348,500			
104		300,700	348,900			
105		300,900	349,400			
106		301,200	349,800			
107		301,600	350,200			
108		301,900	350,600			
109		302,100	351,100			

	110		302,500	351,500							
	111		302,900	351,800							
	112		303,200	352,100							
	113		303,400	352,600							
	114		303,600								
	115		303,900								
	116		304,300								
	117		304,500								
	118		304,700								
	119		305,000								
	120		305,300								
	121		305,700								
	122		305,900								
	123		306,200								
	124		306,500								
	125		306,800								
再 雇 用 職 員			217,800	257,800							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 級別標準職務表（第4条関係）

イ 教育職給料表級別標準職務表

職務 の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 助教の職務 2 助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

ロ 行政職給料表級別標準職務表

職務 の級	標 準 的 な 職 務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 補佐級職員の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	困難な業務を行う補佐級職員の職務
6 級	1 副局長の職務 2 課長級職員の職務 3 特に困難な業務を行う補佐級職員の職務
7 級	困難な業務を行う副局長に相当する職員の職務
8 級	特に困難な業務を行う副局長に相当する職員の職務
9 級	事務局長に相当する職員の職務
10 級	特に困難な業務を行う事務局長に相当する職員の職務

別表第4（第21条関係）

大学院業務手当

適用範囲	支給額
1 教授	月額 15,100円
2 准教授	月額 12,700円
3 講師	月額 11,900円
4 助教	月額 10,500円